

# 指定管理候補者の選定について〔静岡県立朝霧野外活動センター〕

静岡県教育委員会社会教育課

## 1 指定管理者制度の導入

### (1) 指定管理者制度の概要

平成 15 年 9 月に、「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、公の施設の管理に「指定管理者制度」が創設されました。指定管理者制度とは、従来の地方公共団体の出資法人等による「管理委託制度」と異なり、民間事業者も含む幅広い団体の中から地方公共団体が指定するものに公の施設の管理を行わせるもので、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としています。

### (2) 「静岡県立朝霧野外活動センター」への指定管理者制度

指定管理者制度が創設されたことを受け、朝霧野外活動センターを含む 4 つの青少年教育施設を公の施設と位置づけ、朝霧野外活動センターについては、効果的、効率的な運営の観点から検討した結果、指定管理者制度を採用することにより、青少年教育施設の持つ効用（機能）を最大限に発揮し、本県の青少年の健全育成を推進することが十分期待できることから、平成 19 年 4 月から本制度を導入してきました。

今回、5 年間の第 4 期指定管理期間が令和 6 年度末をもって終了し、更新となることから、改めて指定管理業者の募集を行いました。

## 2 施設の概要

施設の名称	静岡県立朝霧野外活動センター
設置目的	富士山を中心とした自然豊かな朝霧高原の下で、野外活動や共同生活をとおして、青少年の健全育成を図る。また、生涯学習を支援する施設としての役割を果たす。
供用開始	昭和 44 年 9 月
所在地	静岡県富士宮市根原 1 番地（富士山西麓 朝霧高原）
面積	敷地面積 県有地 342.88 m <sup>2</sup> 借地 215,495.46 m <sup>2</sup> 計 215,838.34 m <sup>2</sup> 建物面積 建築面積 5,284.31 m <sup>2</sup> （延面積 9,163.12 m <sup>2</sup> ）

施設概要	○本館棟					
	1 F	オリエンテーション室	収容人員 50 人			
		食堂	収容人員 200 人			
		その他	事務室、所長室、会議室、保健室、エントランス、厨房、機械室等供用設備室			
	2 F	研修室	収容人数 100 人			
		視聴覚室	収容人数 150 人			
		宿泊室 (和室)	収容人数 20 人 (2 室)			
		その他供用	浴室 (男女各 20~30 人)、ランドリー			
	3 F	宿泊室	収容人数 92 人 (16 室) (車椅子対応 1 室含む)			
		指導者室	収容人数 4 人 (2 室)			
	4 F	宿泊室	収容人数 84 人 (14 室)			
	○体育館棟					
	1 F	アイススケートリンク	収容人数 75 人※リンク面積：30m×20m=600 m <sup>2</sup>			
		〃 附属施設	ロッカー、貸し靴コーナー			
	2 F	多目的体育館	バスケット、バレー、バドミントン、卓球等			
		プラネタリウム室	収容人数 100 人 ※ドームスクリーン：直径 11m			
		ネイチャールーム	収容人数 50 人 (工作台、工作用具)			
	○キャンプ場					
	キャンプサイト (5サイト)	A~C サイト ※常設テント	収容人数 300 人 (5 人×20 張×3 サイト) 炊飯棟 (炉、調理台、洗い場)、便所			
		D, E サイト ※上級者向け	収容人数 100 人 (50 人×2 サイト) 洗い場、便所 ※テントは利用者設営			
大 営 火 場		収容人数 400 人				
キャンプセンター		研修室 (100 人)、シャワー (男女各 23 箇所) ランドリー、管理室、用具等倉庫				
○その他						
自 転 車 置 場 (倉 庫)		マウンテンバイク 150 台				
駐 車 場		乗用車用 68 台				
利 用 人 数	(単位：人)					
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	本館棟	49,250	25,148	30,744	40,509	44,907
	キャンプ場	18,960	6,720	7,292	13,498	12,786
現在の管理運営状況	指定管理 (令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)					
令和 6 年度指定管理料	125,249 千円 / 年					

### 3 指定管理者の募集

募集方法	公募	
募集期間	(募集要項配布) 令和6年8月26日～9月4日 (申請受付) 令和6年9月12日～9月18日	
募集内容	事業計画書の提出	「静岡県立朝霧野外活動センター指定管理者募集要項」に基づき、管理運営内容と県が支払う委託料の提案を事業計画書として提出する。
	管理運営方法	野外活動や共同生活をとおして青少年の健全育成を図るとともに、生涯学習を支援する施設として適正な管理運営を行う。
	指定の基準	教育委員会は、申請があったときは、次に掲げる各号に掲げる基準のいずれにも該当するものうちから、最も適切に施設の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。 (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。 (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の削減が図られるものであること。 (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。 (4) 施設の運営管理、事業の実施にあたり、安全管理体制を十分に整えられるものであること。
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝霧野外活動センターの使用の承認</li> <li>・青少年の団体宿泊訓練の指導及び助言</li> <li>・青少年の野外活動その他の自然に親しむ活動の指導及び助言</li> <li>・青少年団体の指導者の育成、及び指導</li> <li>・朝霧野外活動センターの維持管理に関する業務</li> <li>・その他静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例別表第3右欄に掲げる業務</li> </ul>
	指定期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
	県が支払う委託料	申請者による提案。125,168千円を各年度の上限額とする。
	利用料金制度	利用料金は指定管理者の収入とする。

4 指定管理者候補者選定委員会

<p>審査方法</p>	<p>有識者、利用者及び県職員からなる静岡県立朝霧野外活動センター指定管理者候補者選定委員会を設置する。</p>																								
<p>指定管理者候補者選定委員</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">氏名</th> <th style="width: 60%;">所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>松永由弥子</td> <td>静岡産業大学教授</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">委員</td> <td>松田 佳典</td> <td>富士宮市立井之頭小学校長</td> </tr> <tr> <td>楠城 一嘉</td> <td>静岡県立大学特任教授</td> </tr> <tr> <td>戸田 正明</td> <td>日本ボーイスカウト静岡県連盟副理事長</td> </tr> <tr> <td>兼高 則之</td> <td>公認会計士</td> </tr> <tr> <td>宮崎 文秀</td> <td>静岡県教育委員会教育部理事（政策管理担当）</td> </tr> <tr> <td>藤ヶ谷昌則</td> <td>静岡県教育委員会教育部参事兼社会教育課長</td> </tr> </tbody> </table>					氏名	所属	委員長	松永由弥子	静岡産業大学教授	委員	松田 佳典	富士宮市立井之頭小学校長	楠城 一嘉	静岡県立大学特任教授	戸田 正明	日本ボーイスカウト静岡県連盟副理事長	兼高 則之	公認会計士	宮崎 文秀	静岡県教育委員会教育部理事（政策管理担当）	藤ヶ谷昌則	静岡県教育委員会教育部参事兼社会教育課長		
	氏名	所属																							
委員長	松永由弥子	静岡産業大学教授																							
委員	松田 佳典	富士宮市立井之頭小学校長																							
	楠城 一嘉	静岡県立大学特任教授																							
	戸田 正明	日本ボーイスカウト静岡県連盟副理事長																							
	兼高 則之	公認会計士																							
	宮崎 文秀	静岡県教育委員会教育部理事（政策管理担当）																							
	藤ヶ谷昌則	静岡県教育委員会教育部参事兼社会教育課長																							
<p>審査項目及び配点</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">選定基準</th> <th style="width: 55%;">審査項目</th> <th style="width: 10%;">小配点</th> <th style="width: 20%;">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ア 県民の平等な使用の確保とサービスの向上が図られること。</td> <td>①【基本方針】 青少年育成に関して、センターが果たすべき役割をどのように認識し、管理運営に関してどのような基本方針であるか。</td> <td>10</td> <td rowspan="2">20</td> </tr> <tr> <td>②【平等な利用の確保】 事業計画内容の対象者に偏りがなく、平等な利用が確保されるものであるか。</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">イ 施設の効用を最大限に発揮できる事業計画であること。</td> <td>①【魅力的な主催事業】 青少年健全育成や施設のPRに寄与する魅力的な自主事業の提案があるか。</td> <td>5</td> <td rowspan="5">20</td> </tr> <tr> <td>②【効果的な各種研修プログラム】 青少年健全育成のために効果的な各種研修プログラムの提案がなされているか。</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>③【開所日・休所日の設定】 利用者のニーズに応じた適切な開所日・休所日の設定が可能であるか。</td> <td rowspan="2">5</td> </tr> <tr> <td>④【利用者数の確保】 利用者数の確保に対する取組について、適切な提案がなされているか。</td> </tr> <tr> <td>⑤【独自性のある提案】 施設の効用最大化のために新たな提案があり、その内容が効果的と認められるか。</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>				選定基準	審査項目	小配点	配点	ア 県民の平等な使用の確保とサービスの向上が図られること。	①【基本方針】 青少年育成に関して、センターが果たすべき役割をどのように認識し、管理運営に関してどのような基本方針であるか。	10	20	②【平等な利用の確保】 事業計画内容の対象者に偏りがなく、平等な利用が確保されるものであるか。	10	イ 施設の効用を最大限に発揮できる事業計画であること。	①【魅力的な主催事業】 青少年健全育成や施設のPRに寄与する魅力的な自主事業の提案があるか。	5	20	②【効果的な各種研修プログラム】 青少年健全育成のために効果的な各種研修プログラムの提案がなされているか。	5	③【開所日・休所日の設定】 利用者のニーズに応じた適切な開所日・休所日の設定が可能であるか。	5	④【利用者数の確保】 利用者数の確保に対する取組について、適切な提案がなされているか。	⑤【独自性のある提案】 施設の効用最大化のために新たな提案があり、その内容が効果的と認められるか。	5
選定基準	審査項目	小配点	配点																						
ア 県民の平等な使用の確保とサービスの向上が図られること。	①【基本方針】 青少年育成に関して、センターが果たすべき役割をどのように認識し、管理運営に関してどのような基本方針であるか。	10	20																						
	②【平等な利用の確保】 事業計画内容の対象者に偏りがなく、平等な利用が確保されるものであるか。	10																							
イ 施設の効用を最大限に発揮できる事業計画であること。	①【魅力的な主催事業】 青少年健全育成や施設のPRに寄与する魅力的な自主事業の提案があるか。	5	20																						
	②【効果的な各種研修プログラム】 青少年健全育成のために効果的な各種研修プログラムの提案がなされているか。	5																							
	③【開所日・休所日の設定】 利用者のニーズに応じた適切な開所日・休所日の設定が可能であるか。	5																							
	④【利用者数の確保】 利用者数の確保に対する取組について、適切な提案がなされているか。																								
	⑤【独自性のある提案】 施設の効用最大化のために新たな提案があり、その内容が効果的と認められるか。	5																							

	ウ 管理運営に係る経費の縮減が図られものであること。	①【委託料の提案額】 委託料の提案額はどの程度か。	10	20
		②【経費縮減に関する提案】 管理運営業務の効率化と経費の縮減に関する提案は適切か。	10	
	エ 事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有していること。	①【財産的基盤】 継続的に安定した管理運営が可能な財政的基盤はあるか。	10	20
		②【類似施設運営の実績】 類似施設の管理運営等において優れた実績を有しているか。過去5年間に重大事故の事例がないか。		
		③【施設運営の組織体制】 継続的に安定かつ効果的な施設管理運営が可能な人材から構成される組織体制であるか。	10	
	④【利用者の個人情報保護】 利用者の個人情報保護について適切な提案がなされているか。			
オ 施設の運営管理・事業の実施に当たり、安全管理体制を十分に整えられるものであること。	【利用者の安全確保】 利用者の安全確保について、適切な提案がなされているか。	20	20	
合 計			100	100

## 5 指定管理者候補者の選定

### (1) 指定管理者候補者

指定管理者候補者	日本キャンプ協会グループ
団体の概要	<p>代表団体 (公社) 日本キャンプ協会  構成団体 静岡県キャンプ協会  構成団体 (特非) 静岡県キャンプカウンセラー協会  構成団体 (特非) 子どもの体験活動サポートセンター</p> <p>上記4つの団体により、日本キャンプ協会グループは構成されている。  各団体は、野外活動や自然体験活動を推進する団体として、従来から連携して情報交換や野外活動に関する技術援助等の協力体制を築いてきた。</p>

	<p>平成 19 年 4 月からの「朝霧野外活動センター」指定管理者として申請するにあたり、グループ化した。</p> <p>グループの代表団体である（公社）日本キャンプ協会は、1966 年、全国各地の青少年関連団体や野外活動研究者、教育者等によって創立され、総合的な野外活動「キャンプ」を通して、人と人、人と自然が出会う場づくりをするための様々な活動を展開している団体である。</p> <p>公益社団法人としての運営実績を生かし、主に職員の雇用、人事、福利厚生、施設管理、会計経理等の指定管理の運営にあたり総務的、財政的管理部分を受け持っている。また、その他の 3 つの構成団体は、野外教育の知識や技術を生かし、事業の展開、利用者への指導、支援、ボランティアの育成等の主にソフト的な部分における事業を受けもっている。各団体は指定管理者として担当分野に偏ることなく情報交換を定期的に行い、互いの意思疎通を図りながら、運営を実施している。</p>
<p>提 案 の 概 要 (主な提案内容)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○静岡県教育振興基本計画に基づき、富士山西麓朝霧高原と周辺の豊かな自然や風土・歴史などを最大限に生かした野外教育の拠点施設として、青少年を中心にあらゆる年齢の人が楽しめるもの、障害の有無にかかわらず参加可能なものなど、多様で魅力的な野外教育プログラムを開発・提供・発信し、「有徳の人」づくりを推進する。</li> <li>○基本的には、県内義務教育学校等の利用を優先するが、少年団体や青少年指導者団体等様々な団体を公平に受入れる。また、「利用の手引き」の見直しを随時行い様々な野外活動や研修を円滑に実施できるように支援する。</li> <li>○新しい取組みとして、地震や防災時に活用できる様々な野外関連技術を体験できる「防災プログラム」を実施する。また、すべての事業の計画・評価に SDGs の視点を加える。</li> <li>○コロナ禍以後、半日程度の短い時間で実施可能なオリエンテーリングを選択する団体が増加したため、オリエンテーリングの新しい種目とコースを設定する。</li> <li>○利用者数の確保のため、特にこれまで利用割合の少なかった競技団体や部活単位での利用促進、県外（主に関東圏）の団体受入促進、キャンプ場の利用支援（寝袋貸出サービス等の導入）を行う。</li> <li>○ANP（Asagiri Navigation Park・朝霧野外活動センターを拠点としたナビゲーションスポーツの普及を図る）構想を推進する。</li> <li>○経費削減対策として、デマンド監視装置の設置や誘導灯の LED 化等による使用電力の削減や灯油使用量の抑制を推進する。</li> <li>○「管理体制図及び災害・事故マニュアル」及び「野外活動実施時における安全対策マニュアル」等を整備し、全職員で共通理解を持ち、利用者の安全を考える。また、利用者に対する安全教育を行う。</li> </ul>
<p>県が支払う委託料の提示額</p>	<p>1 2 5, 1 6 8 千円／年度 5 年間計：6 2 5, 8 4 0 千円</p>

## (2) 選定経過

申請者	申請団体名		代表団体所在地
	日本キャンプ協会グループ		東京都渋谷区
選定過程	静岡県立朝霧野外活動センター指定管理者候補者選定委員会		
	月日	委員会	内容・選定経過等
	9月6日	第1回選定委員会	現地視察、審査基準についての検討
	9月30日	第2回選定委員会	第1次審査（書類審査）
10月7日	第3回選定委員会	第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）を行い、「日本キャンプ協会グループ」を候補者として選定	
講評及び選定理由	<p>○第1次審査は、書類審査として、事業計画書で示された提案内容を評価し、選定委員の話合いによる総合点により、提案内容の適格性を審査した。</p> <p>(以下、主な意見)</p> <p>① 県の教育目標に基づき、朝霧野外活動センターの役割を正しく理解し、長年の管理運営の経験を生かした目標を掲げていた。</p> <p>② 施設の魅力や特徴を的確に捉え、今までの運営ノウハウを生かしたプログラムを多く企画し、利用者数増加につなげようとする姿勢は評価できる。</p> <p>③ 日本キャンプ協会グループは、財務諸表を見る限り、財務的には安全な運営団体と言える。</p> <p>○第2次審査では、日本キャンプ協会グループのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、1次審査での評価を踏まえ、不明点等を質疑応答で明らかにし、再度評価を行い、事業計画の細部に及ぶ審査を行った。</p> <p>○その結果、日本キャンプ協会グループの以下の点が評価され、指定管理者候補者に選定された。</p> <p>① 4期17年の経験を生かして、事業を継続展開していくことで、次世代の人材育成にも努めており、その成果が安定した運営につながっている。</p> <p>② キャンプを専門とする運営団体として、国内有数の自然体験活動の場である朝霧野外活動センターをキャンプ教育の重要な拠点として捉え、そのノウハウを次世代に伝えようとする意欲が見られた。</p> <p>③ 不登校や防災教育等の現代の教育的ニーズを満たす、環境と機会を提供するプログラムを用意しており、静岡県の新たな教育活動実践の場として期待できる。</p>		

審 査 結 果	項目	配点	第1次審査	第2次審査
	ア 県民の平等な使用の確保とサービスの向上が図られること。	20	17	17
	イ 施設の効用を最大限に発揮できる事業計画であること。	20	16	16
	ウ 管理運営に係る経費の縮減が図られるものであること。	20	16	16
	エ 事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有していること。	20	16	15
	オ 施設の運営管理・事業の実施に当たり、安全管理体制を十分に整えられるものであること。	20	16	16
	加点（期間評価結果による）	—	—	3
	合 計	100	81	83